（建設産業・地方整備課の所掌事務）

第六十五条の二　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十八　略］

十九　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）、新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）、新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）の施行に関すること。

［二十～四十二　略］

（運輸部に置く課等）

第八十二条　運輸部に、次の六課及び一室並びに運航労務監理官六人以内（うち内閣総理大臣が指名する者を首席運航労務監理官とする。）、海事技術専門官四人以内（うち内閣総理大臣が指名する者を首席海事技術専門官とする。）、海技試験官二人以内（うち内閣総理大臣が指名する者を首席海技試験官とする。）及び外国船舶監督官四人以内（うち内閣総理大臣が指名する者を首席外国船舶監督官とする。）を置く。

総務運航課

企画室

観光課

船舶船員課

陸上交通課

監査指導課

車両安全課

2　［略］

（車両安全課の所掌事務）

第八十七条　車両安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～七　略］

八　自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定及び自動車検査登録勘定に属する国有財産の管理及び処分に関すること。

［九～十四　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第六十五条の二の改正規定は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。

○内閣府令第三十六号

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の施行に伴い、警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（職務の級等） **第三条**　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）以外の同項各号に規定する俸給表の適用を受ける者の行政職俸給表（一）に相当する職務の級は、定年前再任用短時間勤務職員（国家公務員法（昭和二十	（職務の級等） **第三条**　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）以外の同項各号に規定する俸給表の適用を受ける者の行政職俸給表（一）に相当する職務の級は、再任用職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十